

又而王子と曰辭よ——て神法別王を尊り
——もや王薨去の後帷夷た旨政を感——て
此存生の財百れ——と云奥をふと祠を建
て並よと奥の名を神号と——りりちも
——三代実録貞觀十六年望月十一日の
条下に出羽臣授天向神從五位下とあり
は神今國中にな——予竊に按ずるに天の
字にノの一畫を加れハ矢の字と矢向の
神を天向神と少儀なりや

追考御經紀大全より日武本言を考とある

一 靈山寺

古号在而亦未考三代実録十に上
郡靈山寺祈之定家云々定家といふ事飽
海郡親善寺の下に記し傳れハ畧之或人
曰靈山寺 云々宗といふハ今奥州伊達郡江
戸海老の磯強より東の方山の内——あり
といふ

一 光禪寺

一 古伝二る五十石禪宗と

一 法禪寺